

# 八街市障がい者基本計画・第6期八街市障がい福祉計画・ 第2期八街市障がい児福祉計画（案）に対する意見

対応項目

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
- B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
- C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
- D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの
- E：その他の意見

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え方
1	第2編 八街市障がい者基本計画  第1章 ふれあいのまちづくり  2 地域福祉活動の促進	P27〔施策内容〕 ②ボランティアの育成 活動の場の確保 「ボランティア団体への優先的な受付」とあるが、第6期計画からの取り組みでしょうか。確実な運用を要望します。  理由 現時点では、一般が優先されてる。先日、公民館窓口で、一般受付が始まったあとで、来てほしいと言われた。	A	ボランティア団体の活動場所支援として、中央公民館等の市が管理する施設の優先的な予約受付は、前計画からの継続した施策であり、社会福祉協議会と連携して実施しています。引き続き確実な運用に努めます。 なお、関連がわかるよう下記のとおり加筆します。  (加筆部分：施策欄 担当課)  中央公民館
2	第2編 八街市障がい者基本計画  第2章 であいのまちづくり  1 保育・教育・学習の充実	障害者基本法を基に、八街市障がい者基本計画が策定され、ノーマライゼーションを理念にして、地域共生社会の実現を目指しているのに、なぜ、同じ学級でともに学ぶインクルーシブ教育ではなく、その逆の流れをいく特別支援教育に力を入れているのかわかりません。  理由 障害者基本法ではノーマライゼーション（障害のある人も家庭や地域において、普通の生活を送ることができるような社会づくり）の理念に基づいて（P1）、八街市障がい者基本計画が策定され（P1）、その中に、地域共生社会（地	D	本市の特別支援教育は、本市のすべての児童・生徒が、安心して学習し、毎日元気に学校へ通うことができるようにすることを目指して、日々取り組んでいます。その中、学校では、黒板で使うチョークの色を見えやすい色にしたり、座席の位置を工夫し友達の声聞き取りやすくしたり、バスケットボールなどのルールを誰もが楽しめるよう変更したりするなど、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、障がいを持った児童・生徒も一緒に学べるよう工夫された教育活動が、日々行われています。特別支援学級では、学習進度を緩やかに設定したり、コミュニケーション能力を育成する学習

	<p>域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれることなく、ともに暮らす社会)の実現に向けて取り組む(P55)、またインクルージョンを推進する(P82)と書かれています。</p> <p>障害者とともに生活するのが普通であるなら、障害者のいない学級は普通学級とは言えないと思います。つまり普通学級はあらゆる子どもたちが学びをともにするところです。</p> <p>それなのに、特別支援学級を増やすようになったのです(P29～)。「あの子がいると授業が遅れる」とか「担任がたいへん」また「うちの子は普通学級ではやっていけない。」「からかわれるのでは」などという保護者からの不安の声に共感するがごとく・・・「一人一人のニーズに応じた教育」(P119)と言いながら、実は子どもたちを分けてバラバラにしているのです。教育とは本来、一人一人のものであるのに。</p> <p>その子を特別支援学級に入れるのではなく、普通学級の体制を変えれば、例えば、複数の教員が担当すれば「あの子がいるから」とはならないと思います。特別教育支援員ではなく普通学級を担当する教員を増やしてください。クラスの中で、子ども、保護者、教員が枠からはみだす障害や個性を認め合い、折り合いをつけたり、助けあったりするなかで、関係性を育てていくことが、地域共生社会につながるのではないのでしょうか。</p> <p>学校で分けられて、社会に出て「共生」「多様性」が大事といわれても、障害のある子どもとともに過ごした経験がなければ、どうすればよいかわかりません。</p> <p>特別支援教育を認めるということは、私たち障害者も「特別」として、地域社会から外されるという</p>	<p>を取り入れたりするなど、特別支援学級を活用する児童・生徒の障害特性に応じた支援を行っています。</p> <p>今後も、児童・生徒、一人ひとりの教育的ニーズを捉え、通常学級、特別支援学級、通級指導教室、適応指導教室など、通学する場所や方法にこだわらず、児童・生徒が最も自分らしく、生き生きと学ぶことができる環境を、本人の想いを中心に、保護者や教員、スクールカウンセラー、特別支援コーディネーターが連携し、より本人に適した環境を選択することができるよう支援していきます。</p>
--	--	--

		<p>ことと同じです。本来、一人一人が特別なのに。ハンセン病患者を隔離したり、障害者に不妊手術を強要したことが、脳裏をよぎります。</p> <p>「普通学級と交流すればいい。」と言われますが、給食やイベントなど限られたものになってしまうし、あるときは普通学級へといつても、普通学級の子も特別支援学級の子も複雑な気分になるでしょう。</p> <p>以上から、特別支援教育は八街市基本計画の理念・目標に合っているとは思えないのです。</p>		
3	<p>第2編 八街市障がい者基本計画</p> <p>第5章 ひらかれたまちづくり</p> <p>1 生活環境の整備</p>	<p>P50 ①福祉のまちづくりの推進 バリアフリーの推進</p> <p>・段差などの物質的なバリア以外にも触れてほしい。「こころのバリアフリー」など。(P55④にも関連する。)</p> <p>理由 八街市総合計画2015後期基本計画NO.141バリアフリーの推進を参照。 バリア(障壁)は、物質的なものだけでなく目に見えないものも多い。</p>	A	<p>下記のとおり修正・加筆します。 (修正 P50 バリアフリーの推進 内容)</p> <p>市内の公共施設についてのバリアフリーや安全性の確保を図るとともに、障がいのある人や高齢者などへの理解を深め、支えあう「心のバリアフリー」についても推進します。</p> <p>(加筆 資料編 用語集)</p> <p>■バリアフリー</p> <p>障がいのある人や高齢者だけではなく、あらゆる人が社会に参加・生活をしていくうえで、生活のなかで不便を感じる障壁(バリア)をなくすこと。</p> <p>バリアには、</p> <p>①公共交通機関、道路、建物などにおいて段差や狭い道路などの物理的なバリア</p> <p>②社会のルールや制度により、学校や就職の際に障がいを理由に受験や免許の付与の制限をする制度的なバリア</p> <p>③情報の伝え方が不十分で、必要な情報が平等に得られない文化情報面でのバリア</p>

			<p>④障がいのある人や高齢者などに対する理解不足からくる心のバリアの4つがあります。</p> <p>-----</p> <p>なお、関連するものとして、P 2 1「小中学校での福祉教育の充実」での取り組み内容は、下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・県立特別支援学校の児童・生徒との居住地交流で、年2～3回、ボッチャやミニゲームをして交流を深めています。</li><li>・難聴の児童が在籍する学校では、聾学校の先生や、難聴児自らが、自分の障がいについて説明する学習を行っています。</li><li>・上記の2校とも、毎年継続的に行うことで、特別支援学校の友達が成長していく姿が見られたり、年齢に応じた障がい理解の機会が得られたりしています。</li><li>・総合的な学習の時間「バリアフリーについて学ぼう」などこれらの学習では、年間を通して、様々な障がいについて、八街市社会福祉協議会の協力のもと、障がいを持った方やボランティアとして障がい者に関わっている方などを学校に招いて、講演をしていただいたり、車いす体験や、老人体験、難聴体験など様々な体験活動をすることで、障がいに対する理解を深めています。</li><li>・国語科「くらしと絵文字」太田幸夫著小学校3年生(下)の題材で、障がい者理解をするとともに、ユニバーサルデザインについて学んでいます。このように、学校では様々な機会を設け、継続的に障がい者理解に関する丁寧な指導を実施しています。</li></ul>
--	--	--	--

4	<p>第3編 八街市障がい福祉計画・八街市障がい児福祉計画</p> <p>第5章 地域生活支援事業</p> <p>1 各年度における事業ごとの見込量及び実施に関する考え方</p>	<p>障がい福祉課に、手話通訳者が設置されています（P84～85）。要約筆記者も設置してください。</p> <p>理由</p> <p>1 聴覚に障害を持つ方は、手話を母語とする方より日本語を母語にしているの方が人数的に多いです。</p> <p>2 筆談では、主語が文字で明確に示されないので「誰が誰に対しての発言なのか」「どの問題に対する返答なのか」など分からないケースがあります。</p> <p>3 要約筆記者は、上記2に関しては多様なニーズに対応する必要な知識及び技術を習得しています。</p> <p>4 要約筆記者の設置により、聴覚障害者とその家族、市民への支援や情報提供、また関係機関との連絡調整がスムーズになります。</p> <p>5 要約筆記者の設置は、聴覚障害者だけでなく、文字で表記した方がわかりやすい方（誤解の解消）にも有効です。</p>	D	<p>要約筆記者については、現在、派遣事業での対応をしており、市役所内の設置については、現時点では予定がございませんが、市の公共施設の窓口に耳マークを掲示し、対応する職員が会話を紙に文字で書いたりするなど、一人ひとりのニーズにあった方法でのコミュニケーションに努めています。引き続き聞こえづらい方等が窓口で困ることがないように職員はより一層の丁寧な対応を心がけていきますのでご理解をお願いします。</p>
5	<p>第3編 八街市障がい福祉計画・八街市障がい児福祉計画</p> <p>第5章 地域生活支援事業</p> <p>2 サービス見込量・見込量確保のための方策</p>	<p>P86 意思疎通支援事業</p> <p>①事業概要の説明を入れた上で、派遣事業・見込みについて記載してほしい。</p> <p>理由</p> <p>派遣事業、支援者養成の説明だけで、事業内容の説明が不足している。このままだと、対象は聴覚障害者、失語症者のみに思われる。ほかに視覚障害者、盲ろう者も対象である。</p> <p>また、新しく失語症者が事業の対象に加わったことも明記し、誤解のないように整理して記載を要望します。</p>	A	<p>①下記のとおり加筆します。 （加筆部分：P86 サービス見込量・見込量確保のための方策（3）意思疎通支援事業）</p> <p>聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とした事業です。</p> <p>手話通訳者や・・・引き続き実施します。</p> <p>なお、失語症者を対象とした、失語症者向け意思疎通支援者派遣</p>

		<p>②巻末の用語解説に「失語症」を追加してほしい。 理由 失語症への理解促進。</p>	<p>事業に新たに取り組みます。</p> <p>(加筆 資料編 用語集)</p> <p>■意思疎通支援事業 地域生活支援事業の市町村必須事業の1つ。 聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的としている事業。</p> <p>②下記のとおり加筆します。 (加筆 資料編 用語集)</p> <p>■失語症 脳血管疾患や交通事故等の頭部外傷による脳の損傷によって言葉を操る脳の領域が損傷し、話すことのみならず、聞いて理解すること、書くこと、読むことが困難となり、症状や重症度は人によって異なる。</p>
6	<p>第4編 計画の円滑な推進に向けて</p> <p>第1章 円滑なサービス提供体制の確立</p> <p>2 情報提供体制の充実</p>	<p>障害は、見てわかる人、わからない人さまざまです。そして、ある程度まで障害になると障害者手帳がもらえる。でも、自分ができない事、困っている事で、行政にお願いしたくても、手帳がないとだめだと言われてしまう人もいます。一般の人とは、同じことができなくて困っているのに。介護保険のように、介護Ⅱとかあたいしなくても、要介護、要支援があった。手帳がすべてと考えるのではなく、人それぞれ障害のどあいが違うので、手帳をもっていれば半額だったり、割引、もってなくても自己負担だけど活用できるなど、同じく手助けしてほしい。</p>	<p>C</p> <p>各種割引や一部の手当など手帳所持が条件となる制度はございますが、障害福祉サービスにおいては、障害者手帳の有無に関わらず自立支援医療受給者証所持者や難病等患者も対象としており、児童では、特別支援学級在籍者等を対象としています。また、手話通訳、要約筆記者の派遣は、障害者手帳の有無に関わらず、聞こえの状況に応じ派遣の対象としています。</p> <p>その他、内部障がいや難病の人など外見からは支援や配慮を必要としていることが分からない人への支援として、計画では、P92「円滑なサービス提供体制</p>

		<p>理由 聞こえない人、聞きにくい人など、困っていることは同じなのに、手帳がある・なしで決められてしまったことがあった。八街の場合は、手帳がある・なしにかかわらず変わったと思いますが。障害もっている人、まだ障害といえない人に対してのかかわりあいについて。 (すべての人)</p>	<p>の確立」2 情報提供体制の充実 (1) 情報提供の充実において、「ヘルプカード」「ヘルプマーク」について記述していますのでご理解をお願いします。</p>
--	--	--	---